

令和7年12月23日開会

令和7年12月23日閉会

令和7年12月
甲府地区広域行政事務組合議会定例会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

- 議案第16号 専決処分について（令和7年度消防事業特別会計補正予算（第1号））
- 議案第17号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について
- 議案第18号 令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 令和7年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 甲府地区広域行政事務組合職員旅費支給条例及び甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

(出席議員)

金丸 三郎	輿石 修	坂本 信康	長沼 達彦	清水 英知
小澤 浩	小沢 宏至	藤原伸一郎	鮫田 光一	依田 勝見
岡田 真姫	清水 一成	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	笹本 昇
田中 一臣	長田 信夫	海野 豊		

23名

(欠席議員)

新海 一芳

1名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	伊藤 昌弘	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	渡邊 直樹
事務局次長	萩原 正夫	副消防長	芦沢 岳
次長兼人事課長	林 勝	次長兼企画財政課長	今村 公二
次長兼南消防署長	窪田 学	総務課	水上 岳司
警防課長	落合 康貴	救急救助課長	功刀 浩文
予防課長	米山 和彦	査察課長	遠藤順一郎
指令課長	佐藤 秋二	中央消防署長	早川 俊彦
西消防署長	小幡 浩一	企画財政課主幹	深澤 拓
代表監査委員	佐藤 皖	公平委員長	田中 公夫
公平委員	花形 敏男	公平委員	坂本太久己

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	宮川 正孝	事務局次長	萩原 正夫
------	-------	-------	-------

午後 1時39分 開 会

○長沼達彦議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。議案審査の前に消防本部から西消防署庁舎整備の進捗状況について、消防指令業務等の共同運用に係る進捗状況について、令和8年度日勤救急隊の増隊について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

はじめに、西消防署庁舎整備の進捗状況について、報告を受けます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、西消防署庁舎整備の進捗状況について御説明申し上げます。こちらは、口頭での報告とさせていただきます。

本年7月の組合議会臨時会におきまして、今後は、現在地建替えて庁舎整備の検討を進めさせていただくという、御報告をさせていただきました。現在、庁舎規模や人員・車両配置の検討を行っており、安全で、利便性や機能性の高い、防災拠点となるよう、現地の状況等を考慮し、準備を進めております。

今後につきましては、緊急防災・減災事業債の期間延長の動向も注視する中で、ある程度、庁舎の規模などがお示しできる状況になりましたら、随時、御報告させていただきたいと考えております。以上で終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で報告が終わりました。この件について、御質問等ございますでしょうか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、消防指令業務等の共同運用に係る進捗状況について報告を受けます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、消防指令業務等の共同運用に係る進捗状況について御説明申し上げます。資料No.1の山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過の2ページを御覧ください。本年7月にも御報告させていただいておりますが、改めまして御説明させていただきますので、塗りつぶし部分を御覧ください。本年9月下旬から当消防本部3階をはじめ、6消防本部管轄区域の各署所及び無線基地局設置場所の整備工事を行っており、現時点まで順調に工事が進んでおります。10月からは、共同運用に向けた職員の事前研修が開始され、地理把握を各自で行う個別学習を実施しており、12月からはシステムの機器操作などを中心とした集合研修を実施いたします。令和8年1月から順次、システムを切り替え、1月下旬には仮運用、4月から本運用を開始する

予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で報告が終わりました。この件について、御質問等ございますでしょうか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、令和8年度日勤救急隊の増隊について報告を受けます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、令和8年度の日勤救急隊の増隊について御説明申し上げます。資料No.2を御覧ください。まず始めに1の救急出場件数の推移と現状についてでございます。救急出場件数は年々増加傾向にあり、令和6年は過去最高の出場件数を記録しました。このような中、外部委託した調査報告書において、救急需要の高い日中に活動することにより、運用効率が高くなると示された貢川出張所に日勤救急隊を令和6年度に増隊させていただきました。

次に、2の令和8年度に南消防署へ日勤救急隊を増隊する理由についてでございます。救急需要の将来推計につきましては、管内人口の減少が見込まれるものの、高齢化率の上昇により、令和17年まで救急搬送人員は増加し、令和32年までは高止まりすると推計されております。日勤救急隊とする理由につきましては、日中約8時間の救急事案が全体件数の約半数を占めており、救急需要の高い日中に活動することにより、運用効率が高くなるためでございます。南消防署へ配置する理由につきましては、現在、南消防署の救急出場件数が最も多く、件数を分散していく必要がございます。また、南消防署管内には、平和通り、国道20号線、環状道路など主要幹線道路が多くあり、各方面へのアクセスがしやすいことに加え、南消防署の南側エリアは、他のエリアに比べ、周辺署所から距離が離れているものの、居住人口やその地域の救急出場件数は比較的多いということから、南消防署に配置することといたします。

最後に3の見込まれる運用効果につきましては、南消防署に日勤救急隊を配置することにより、①現場到着時間の短縮、②救急出場件数の分散化、③他のエリアへのスムーズな応援出場などが見込まれ、圏域住民へのサービス向上を図ることができると考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で報告が終わりました。この件について、御質問等ございますでしょうか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、議案第16号から

議案第22号までの審査を行います。議案第16号専決処分（令和7年度消防事業特別会計補正予算第1号）について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、日程第3、議案第16号専決処分につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にごございます議案目録の1ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、議案第16号の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和7年度の消防事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページをお開き願います。まず、専決処分の理由でございますが、本年8月に消防本部及び南消防署庁舎の空調設備が故障し、勤務する職員の健康及び業務へ多大な影響を及ぼすことから、空調設備の修理等をするにあたり、歳入歳出予算の追加をすることについては甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算の補正を必要とするものでありますが、早急に対応する必要があり、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

次に、3ページお開き願います。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1,255万円を追加し、補正後の予算総額を69億5,784万円とするものであります。

6ページ・7ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、6款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の増額補正による一般財源の不足に伴いまして、1,255万円を追加するものでございます。

次に、8ページ・9ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項1目常備消防費につきましては、空調設備故障に係る部品交換に2か月程度の期間を要することからエアコンリースに伴う賃借料221万円を追加するものでございます。1款1項2目消防施設費につきましては、空調設備の部品交換に伴う委託料1,034万円を追加するものでございます。

なお、空調設備に係る部品交換につきましては、10月27日に実施し、現在は、正常に稼働しております。

以上で議案第16号専決処分の説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

依田勝見議員。

○依田勝見議員 専決処分16号についてお尋ねします。私も夏ここに来て、現場の皆さんもちょっとお話した際、エアコンが壊れていました。とても暑い中で皆さん作業されていて、命をかけて仕事をされている方達が過酷な状況で仕事されているなどということも思っていました。締結をしていただいて、現在、エアコンが快適に動いていることについては、今も承知しています。ただこの先ですが、その部品の補修をして、その部品がどれだけ確保できるのか、そもそもこれから先、新たな底地の設備をする必要があるのかないのか、その先の見通しについて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長沼達彦議長 水上総務課長。

○水上総務課長 現状と今後の対応について御説明をさせていただきます。現在この庁舎の空調設備につきましては、今年で18年経過となります。平時は保守点検業者により、毎年4回のメンテナンスをしており、特に異常があったとは聞いておりませんでした。今回の補修につきましては8月13日に高温熱交換機が故障したもので、現在は異常もなく稼働しております。

今後の対応につきましては、空調設備の次回の更新時に向け、ガスヒートポンプ方式や電気エアコン方式などが節電でき、エリア分けができる別の方式への変更も含めて検討していく予定であります。以上でございます。

○長沼達彦議長 依田勝見議員。

○依田勝見議員 ありがとうございます。是非、計画的に働く人たちが働きやすい環境を整える上で、進めていただきたいと思います。以上です。

○長沼達彦議長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第17号令和6年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、議案第17号令和6年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について御説明申し上げます。資料の議案目録11ページをお開きくだ

さい。令和6年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定につきましては、本年9月5日に佐藤脛委員、小澤重則委員の両監査委員の審査を受けまして、9月8日付けで予算執行状況等について、適正である旨の意見が提出されたところでございます。内容につきましては、配布いたしました令和6年度甲府地区広域行政事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

それでは、決算の概要につきまして、御説明いたします。

なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略をさせていただきますが、御理解をいただきたいと存じます。

それでは、令和6年度歳入歳出決算書の1ページをお開きください。令和6年度甲府地区広域行政事務組合歳入歳出決算一覧表でございます。最下欄の合計欄であります。本組合の一般会計及び2つの特別会計を合わせた3会計の合計でございます。予算現額42億2,286万9,820円に対しまして、収入済額40億8,169万6,366円、支出済額40億1,956万6,293円、差引残額6,212万4,343円でございます。

なお、各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

これら差引残額のうち、一般会計につきましては全額を消防事業特別会計につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源972万9,130円及び国中6消防本部による消防指令事務協議会に係る決算剰余金183万4,622円を除く、4,668万1,587円をそれぞれ財政調整基金条例の規定に基づき同基金へ積立てをいたしました。また、国母公園管理事業特別会計の191万5,599円につきましては、今年度予算に繰り越しをするものでございます。

次に、決算書の16ページをお開きください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,099万9,700円、歳出総額4,903万1,255円、歳入歳出差引額につきましては196万8,445円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので実質収支額は同額でございます。

17ページ・18ページをお開きください。歳入の主なものにつきまして、御説明いたします。1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町からの負担金でございます。次に、2款1項1目利子及び配当金は、備考欄記載の3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子収入につきましては、歳出の各基金積立金に計上し、各基金に積み立てをいたしました。

以上で歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、予算現額5,100万3,000円、調定額、収入済額ともに5,099万9,700円でございます。

次に、19ページ・20ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項1目議会費の主なものについて御説明いたします。1節報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。8節旅費は、組合議員の行政視察研修に係ります旅費等でございます。13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修の大型バス借上げ料及び、議員懇話会の会場借上げ料でございます。次に、2款1項1目一般管理費の主なものについて、御説明いたします。1節報酬は、特別職の報酬でございます。2節給料から4節共済費までにつきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、自動車燃料費、印刷製本費でございます。11節役務費は、備考欄に記載のものが主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、備考欄に記載のものが主なものでございます。24節積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当支払準備基金への積立金でございます。

次に、21ページ・22ページをお開きください。2款1項2目の公平委員会費でございますが1節の報酬は、公平委員3名分の報酬でございます。2款1項3目財政調整基金費から2款1項5目消防施設整備事業等基金費までの24節積立金につきましては、先程、歳入の利子及び配当金で御説明いたしました各基金の利子収入をこれらの基金に積み立てをしたものでございます。次に、2款2項1目監査委員費でございますが、1節報酬は、監査委員2名の報酬でございます。10節需用費は、歳入歳出決算審査意見書及び定期監査報告書の印刷製本に要しました経費でございます。以上で歳出合計につきましては、予算現額5,100万3,000円、支出済額4,903万1,255円、不用額197万1,745円でございます。以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、御説明申し上げます。歳入歳出決算書の36ページをお開きください。国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額2,834万1,137円、歳出総額2,643万578円、歳入・歳出差引額につきましては、191万559円で、翌年度へ繰り越すべき

財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

次に、37ページ・38ページをお開きください。歳入の主なものにつきまして、御説明いたします。1款1項1目国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町からの負担金でございます。次に、2款1項1目公園使用料は、有料運動施設の使用料及び公園の占有使用料でございます。次に、4款1項1目国母公園管理基金繰入金につきましては、国母公園内施設改修工事年次計画書に基づきまして、令和6年度の改修工事に充てる費用を繰り入れたものでございます。次に、5款1項1目前年度繰越金でございますが、令和5年度の決算剰余金を令和6年度予算へ繰越したものでございます。このことにつきましては、令和6年12月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただき、基金に積み立てをしたものでございます。次に、6款2項1目雑入は、国母公園管理事務所の一部を国母工業団地工業会事務局が使用していることに伴います当該事務局からの光熱水費等の負担金等でございます。以上で歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、予算現額2,783万3千円、調定額、収入済額ともに2,834万1,137円でございます。

次に、39ページ・40ページをお開きください。歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。1款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員3名の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、光熱水費が主なものでございます。12節委託料は、国母公園の清掃業務委託料及び樹木整枝剪定業務委託料が、主なものでございます。14節工事請負費は、障がい者用トイレ、駐車場区画線の改修及びテニスコートと自由広場東屋の日除けテントの張替えを行ったものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、国母工業団地グリーンベルト管理補助金等でございます。24節積立金は、前年度決算剰余金を国母公園管理基金へ積み立てたものでございます。以上で歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、予算現額2,783万3,000円、支出済額2,643万578円、不用額140万2,422円でございます。以上で事務局所管の一般会計及び国母公園管理事業特別会計の決算状況につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、今村次長から御説明申し上げます。

○長沼達彦議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、引き続き、令和6年度消防事業特別会計の決算につきまして、説明いたします。

なお、金額につきましては、一部を除き省略させていただきます。

それでは、お手元の資料、令和6年度歳入歳出決算書の24ページをお開きください。令和6年度消防事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は、40億234万9,799円、歳出総額は、39億4,410万4,460円、歳入歳出差引額は、5,824万5,339円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が、972万9,130円、実質収支額は、4,851万6,209円となります。

なお、国中6消防本部による消防指令事務協議会に係る決算剰余金は、翌年度へ繰り越すこととなっているため、実質収支額から当該繰越金を除いた4,668万1,587円を本組合の財政調整基金に積み立てております。

続きまして、25ページ・26ページをお開きください。歳入決算事項別明細書でございます。以下、項目に沿って内容を説明いたします。まず、1款1項1目消防費負担金は、本組合規約に基づく、組織市町からの常備消防費負担金などを収入したものでございます。次に、2款1項1目手数料は、本組合手数料条例に基づく、危険物施設許認可等の申請手数料を収入したものでございます。次に、3款3項1目消防費国庫負担金は、令和6年能登半島地震に係る国からの緊急消防援助隊活動費負担金でございます。次に、5款1項1目財産貸付収入は、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料でございます。

次に、27ページ・28ページをお開きください。6款1項1目財政調整基金繰入金は、3,885万2千円を繰り入れたものでございます。

なお、補正につきましては、人事院勧告等に伴う歳出予算の増額により一般財源が不足したため、補正したものでございます。

6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、3億2,670万3,092円を繰り入れたものでございます。

なお、補正につきましては、退職予定者が確定したことに伴い歳入予算の増額補正を行ったものでございます。

次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金は、中央消防署はしご車のオーバーホールや庁舎改修工事などに係る費用の財源として、基金から収入したものでござ

います。

なお、補正につきましては、事業費の確定等により減額したものでございます。

次に、7款1項1目繰越金は、消防ポンプ自動車等の一般財源分の明許繰越しに係る繰越金でございます。次に、8款1項1目預金利子は、歳計現金に係る預金利子を収入したものでございます。次に、8款2項1目雑入の主な収入といたしましては、高速自動車国道における救急業務支弁金や防災ヘリコプター運航調整交付金などを収入したものでございます。次に、9款1項1目消防債は、車両更新及び庁舎改修工事等に係る費用の財源として消防債を収入したものでございます。予算現額と収入済額の差につきましては、救助工作車の更新に係る費用を令和7年度に明許繰越ししたことによるものでございます。

なお、補正につきましては、消防施設事業費の確定により3,110万円を減額したものでございます。

以上で歳入合計は、最下欄に記載のとおり予算現額41億4,403万3,820円、調定額、収入済額ともに40億234万9,799円でございます。

次に、29ページ・30ページをお開きください。歳出について、御説明いたします。以下、項目に沿って、内容を説明させていただきます。

なお、備考欄に、主な使途を記載しております。

まず、1款1項1日常備消防費は、警防、救急・救助活動のほか、火災予防対策、震災対策など各種消防活動に要した経費でございます。補正につきましては、人事院勧告や児童手当制度の改正による給料、職員手当等の増額及び退職予定者確定による退職手当の増額などが主なものでございます。また、30ページ上段の翌年度繰越額の繰越明許費は、中央消防署救助工作車1台の車両更新に係る経費でございます。次に、1節報酬は、会計年度任用職員12名及び産業医の報酬に要した経費でございます。次に、2節給料から4節共済費は、消防職員348名分の人件費に要した経費でございます。次に、7節報償費でございますが、表彰用額縁の購入や研修の講師謝礼などの経費でございます。次に、8節旅費は、研修派遣や各種会議等へ出席するために要した経費でございます。不用額の主な要因につきましては、全国消防救助技術大会への出場隊員数が当初の見込みを下回ったもの等でございます。次に、10節需用費は、消耗品費、光熱水費、建物修繕費などが主な経費でございます。不用額の主な要因につきましては、国が

らの電気ガス料金支援により、光熱水費の執行が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。次に、11節役務費は、電信電話料や消防車両の保険料などに要した経費でございます。次に、12節委託料は、財務会計システム更新・運用業務委託などの経費でございます。不用額の主な要因につきましては、各種契約差金などによるものでございます。次に、13節使用料及び賃借料は、複写機や車両20台のリース料、庁内ネットワークシステム賃借料などに要した経費でございます。次に、17節備品購入費は、消防用ホース、空気呼吸器用ボンベなどに要した経費でございます。次に、18節負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金などを支出したものでございます。不用額の主な要因につきましては、研修派遣が一部応募の不採択等により実施できなかったことによるものでございます。

次に、31ページ・32ページをお開きください。26節公課費は、消防車両28台の自動車重量税に要した経費でございます。次に、1款1項2目消防施設費は、災害活動の拠点となる消防庁舎の改修や消防車両の整備などに要した経費でございます。まず、10節需用費は、中央消防署はしご車オーバーホールなどに要した経費でございます。次に、14節工事請負費でございますが、消防本部非常用発電機2号機改修工事や中央消防署空調設備改修工事などに要した経費でございます。次に、17節備品購入費は、消防ポンプ自動車2台及び南消防署高規格救急自動車の車両更新整備に要した経費でございます。続いて、1款1項3目消防指令事務協議会運営費でございますが、こちらは同協議会の運営に要した経費でございますが、この予算については、幹事団体である甲府地区広域行政事務組合から支出しております。

なお、当組合以外の構成団体からは、協議会に係る必要経費を負担金として収入しております。

次に、12節委託料につきましては、山梨県国中消防指令業務等共同運用実施設計業務委託に要した経費でございますが、主な不用額の理由につきましては、実施設計業務委託の契約差金によるものでございます。次に、13節使用料及び賃借料につきましては、協議会事務局で使用する車両、パソコン等の各種賃借に要した経費でございます。

次に、33ページ・34ページをお開きください。2款1項1目元金及び2目利子は、消防債の元金償還及び利子の支払いに要した経費でございます。以上で歳出合計は、予算現額41億4,403万3,820円、支出済額39億4,410万4,460円、

翌年度繰越額1億4,232万9,130円、不用額5,760万230円でございます。以上で消防事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

若尾彰子議員。

○若尾彰子議員 消防事業特別会計について、お伺いします。様々な資料で救急車の出場件数が年々増加していることの報告を受けておりますが、山梨県の事業で#7119救急医療相談を受け入れる事業がありますが、こちらの運用が開始されて数年がたちますが現場の感覚としては、軽症者の搬送、救急要請の減少した感覚はあるのでしょうか。

○長沼達彦議長 功刀救急救助課長。

○功刀救急救助課長 ただいま、若尾議員からの質問にお答えいたします。#7119については、令和5年10月より開始されて、昨年は県全体で3万6,000件の応答件数があったと聞いております。当消防本部におきましては、救急車の適正利用について、ホームページや救命講習会また救急フェア等のイベントにおいての啓発活動とあわせて、#7119の事業が開始されたことにより、軽症者の割合は減少傾向となっているため、一定の効果が現れているものと考えております。以上でございます。

○長沼達彦議長 若尾彰子議員。

○若尾彰子議員 ありがとうございます。なかなか過大なところだとは思いますが、是非、今後とも救急車の適正利用について、消防の方からもよろしくお願いいたします。

○長沼達彦議長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第18号令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算第2号について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、日程第5、議案第18号令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にごございます議案目録の13ページをお開きください。はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入・歳出それぞれ2,909万6千円

を追加し、補正後の予算総額を69億8,693万6千円とするものでございます。次に下段にありますこの補正の提案理由でございますが、歳出第1款消防費は、給料、職員手当、需用費、委託料、使用料及び賃借料に係る常備消防費を追加するものでございます。歳入につきましては、第6款繰入金を追加するための補正でございます。

次に、16ページ・17ページをお開きください。まず、歳入でございますが、6款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の増額補正による一般財源の不足に伴いまして、2,909万6千円を追加するものでございます。

18ページ・19ページをお開きください。次に歳出でございますが、1日常備消防費につきましては、令和7年人事院勧告に伴う給料、期末手当、勤勉手当の増額、新採用職員が当初の見込みより増えたことによる被服費の増額、車両修繕の増加に伴う自動車等修繕費の増額、7月の組合議会臨時会で御報告させていただきました株式会社富士通ゼネラルの消防救急デジタル無線機器整備に係る談合について、損害賠償請求に関する業務を弁護士へ委託することに伴う委託料の増額、NHK受信料の支払いに係る使用料及び賃借料の増額に伴いまして、2,909万6千円を追加するものでございます。

なお、NHK受信料の支払いに係る詳細につきましては、全国的なNHK受信料未払いの報道を受け、当本部においても、新たに契約が必要となる緊急車両のカーナビなど24台が確認されたことから、遡及分を含めた金額の補正予算を計上したものでございます。

未契約となった原因につきましては、緊急車両のカーナビでテレビが視聴できるという認識が不足していたためであり現在は受信が出来ないよう改修いたしました。今後、新たに調達する車両については、受信できないよう対応してまいります。以上で議案第18号令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

議案第19号令和7年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算第1号について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、日程第6議案第19号令和7年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。議案目録の25ページをお開きください。はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ191万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3,051万9千円とするものでございます。次に、この補正の提案理由でございますが、歳出第1款公園事業費につきましては、人件費及び積立金に係る一般管理費を追加するものでございます。歳入につきましては、第5款繰越金を追加するための補正でございます。

次に、28ページ・29ページをお開きください。歳入でございますが、5款1項1目繰越金は、令和6年度決算剰余金191万円を令和7年度予算に繰り越すものでございます。

次に、30ページ・31ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、令和7年人事院勧告に伴う1節報酬、3節職員手当等、4節共済費の増額、また、残額を国母公園管理基金に積み立てる24節積立金の増額に伴いまして、191万円を追加するものでございます。以上で日程第6議案第19号令和7年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、日程第7議案第20号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。議案目録の35ページと併せまして、議案第20号資料1の議案概要を御覧ください。議案提出の目的でございますが、この条例改正につきましては、本年の国家公務員の給与に関する人事院勧告、並

びに山梨県職員の給与等に関する山梨県人事委員会の勧告に鑑みまして、当組合職員の給与につきましても、国・県の改定の内容に準じた改定を行うこととするものであります。次に、議案の内容であります。改正する条例は2つございまして、1つ目の甲府地区広域行政事務組合職員給与条例につきましては、(1)給料表の改定といたしまして、本年度の国家公務員の俸給表及び山梨県職員給料に準拠し、給料表の水準を平均3.26%引き上げるものでございます。(2)令和7年度12月期の期末・勤勉手当の改定につきましては、一般職と定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げるものでございます。これにより一般職の年間の期末、勤勉手当の支給月数は4.6月から4.65月に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては2.4月から2.45月となります。裏面の(3)宿日直手当の改定につきましては、通常の宿日直手当は、4,400円から4,700円に、退庁時から引き続く宿日直は、6,600円から7,050円に、常直的な宿日直は22,000円から23,500円に引き上げるものでございます。(4)令和8年度以降の支給期の期末手当及び勤勉手当の改定につきましては、今年度12月期に引き上げた0.05月分を令和8年度の6月支給期と12月支給期に、それぞれ0.025月分を再配分するものでございます。今回の改定によります今年度の影響額につきましては、総額約6,930万円の増額となりまして、職員一人当たりでは、年額平均約20万円の増額となります。

2の甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員の給与も一般職の給与改定等に係る取扱いに準じて改定いたします。

3の施行期日につきましては、給料表及び宿日直手当の改定は、令和7年4月1日に、令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和7年12月1日に、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当は、令和8年4月1日に適用いたします。

以上で日程第7議案第20号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号甲府地区広域行政事務組合旅費支給条例及び甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、日程第8議案第21号甲府地区広域行政事務組合職員旅費支給条例及び甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明申し上げます。議案目録の51ページと併せまして、議案第21号の資料1議案概要を御覧ください。議案提出の目的でございますが、国におきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正し、本年4月1日から施行されております。本組合は、甲府地区広域行政事務組合職員旅費支給条例に基づき、鉄道賃などは実費支給とする一方、宿泊料などは、標準的な実費額を基礎として定額を支給しており、昨今のインバウンドの増加や為替・物価の変動等に伴い、宿泊料の定額を超過することが見込まれる状況にあります。また、地方公務員法第24条第4項におきましては、職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国家公務員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならないと定められておりますことから、当該条例につきましては、今後の経済社会情勢の変化に的確に対応するとともに、先般の旅費法の改正を踏まえ、所要の改正を行います。これに併せて、当該条例に係る甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例におきましても、所要の改正を行うものでございます。次に議案の内容につきまして御説明いたします。まず改正の概要としまして、(1)の甲府地区広域行政事務組合旅費支給条例では、定額と実費額との乖離の解消といたしまして、公務上必要となる実費の弁償という旅費法の趣旨を踏まえ、宿泊料、移転料を定額支給から実費支給に変更いたします。主な見直し点として、(ア)につきましては、宿泊料を宿泊費に名称を改め、定額支給から上限付き実費支給といたします。(イ)につきましては、日当及び食卓料を廃止し、日当で対応していた経費として新たに宿泊手当を新設し、国内一律で一夜につき2,400円を支給いたします。(ウ)につきましては、片道50km以上の急行料金、片道100km以上の急行料金及び座席指定料金を支給することを廃止し、実態等に応じて支給いたします。(エ)につきましては、

車賃を見直し、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する費用として、新たにその他の交通費を新設いたします。(オ)につきましては、海外旅行など交通費と宿泊費をまとめて支給できるよう新たに包括宿泊費を新設いたします。(カ)につきましては、移転料を転居費に名称を改め、距離数に応じた定額支給から実費支給に変更いたします。(キ)につきましては、旅費支給条例第5条に記載の最も経済的な通常の経路及び方法という観点からこの改正にあわせまして、運賃の等級が区分された場合の移動について、最下級とします。次に公費の適正な支出の確保といたしまして、これまで宿泊費と転居費が定額支給であったため、領収書の添付が不要でしたが、改正後は証拠書類の添付が必要になります。(2)の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましても旅費支給条例と基本的に同様の改正を行います。施行日につきましては、令和8年4月1日からであります。以上で日程第8議案第21号甲府地区広域行政事務組合職員旅費支給条例及び甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

米山予防課長。

○米山予防課長 それでは、日程第9議案第22号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。議案目録の63ページから64ページと併せまして、議案第22号資料1議案概要を御覧ください。新旧対照表につきましては、議案第22号資料2を御覧ください。左側が改正後の、また右側が改正前の、それぞれ条文となっております、下線部分が改正箇所となっております。はじめに、議案提出の目的ですが令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、消防庁では、火災予防条例(例)の一部を改正することとしました。本組合管内の北部及び南部方面の林野で大規模な林野火災が発生していることから、今般の条例(例)の改正趣旨を踏まえ、林野火災に関する注意報や林野火災の予防を目的とした

火災に関する警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、火災予防条例の一部を改正する条例を制定するものであります。次に、議案の内容につきまして、御説明させていただきます。改正する主な内容ですが、(1)火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する見直しにつきましては、火災に関する警報が、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にすること及び、警報発令中における屋内での裸火の使用について一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うものでございます。(2)林野火災に関する注意報の新設につきましては、組合管理者は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、注意報を発することができることとするものでございます。また、注意報が発せられた場合は、解除されるまでの間、管内の区域内に在る者は、条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととするものでございます。さらに、組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとするものでございます。(3)林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の新設につきましては、組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとするものでございます。(4)火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する見直しにつきましては、届け出にたき火が含まれることを明確にしたもの及び消防長又は消防署長は、条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとするものでございます。その他所要の整備を行うものでございます。施行日につきましては、令和8年1月1日からでございます。以上で議案第22号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で議案第16号から議案第22号までの全員協議会における審査を終了いたしました。それでは、以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。

午後 2時35分 閉 会